

## 一般社団法人八大学工学系連合会委員会等規則

### (目 的)

第1条 この規則は、定款第43条第1項の規定に基づき、一般社団法人八大学工学系連合会（以下、「連合会」という。）の委員会等の種類、組織及び運営等に関して定めることを目的とする。

### (運営委員会の設置)

第2条 連合会に、各大学から選出された運営委員による運営委員会を置く。

2 運営委員会は、連合会の運営・施策の実施に関する業務を執行する。

3 運営委員会は会長を補佐し、事務局と協力して次の事項を検討し、常設会議に報告し、必要により提案を行う。

(1) 連合会を運営するために必要な事項。

(2) 連合会の運営上、会長が緊急に決定を要すると認める事項

(3) 分科会の設置・改廃・運営に関する事項。

(4) その他会長が連合会の事業に関し必要と認める事項。

### (運営委員長)

第3条 運営委員長は会長が務める。

2 運営委員長は委員会を主宰し、運営委員会の議長となる。

### (運営委員)

第4条 運営委員長は、各大学から運営委員会の任務に適した者を選出させ委員に選任する。

2 運営委員は、常設の運営委員会を構成する。

### (運営委員の任期)

第5条 委員の任期は2年間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の任期の取り扱いについては、連合会の事業の取り組みの継続性を考慮し、多数の委員が同時に交代することがないように配慮する。

3 委員が任期途中で退任した場合には、退任した委員の所属する組織から後任の委員を選任するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

### (運営委員会の招集)

第6条 運営委員会は運営委員長が招集する。

### (分科会)

第7条 運営委員長は必要に応じ、連合会の事業を円滑に推進するため、具体的事業を推進する実行グループとして、運営委員会の下に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の設置及びその改廃は、運営委員会の議を経て設置するものとする。
- 3 分科会に主査を置き、運営委員長が指名する。
- 4 分科会の構成、委員、運営方法等については、主査が運営委員長と協議して定める。
- 5 各理事は分科会の委員として適任者を推薦することができる。

(議事録)

第8条 運営委員会議事については議事録を作成する。

(報告義務)

第9条 運営委員長は理事会において、運営委員会及び分科会における事業の執行状況を報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、必要に応じ運営委員長が指名する者に行わせることができる。

(規則の改正)

第10条 この規則の改正は、会長の承認を経なければならない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。